

## 令和3年度第7回坂戸市教育委員会会議議事録

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和3年12月21日（火）午後2時00分 安齊教育長

閉会 令和3年12月21日（火）午後2時33分 安齊教育長

### 2 開催場所

坂戸市役所402会議室

### 3 出席委員

1番 小川 一信（教育長職務代理者）                      2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹    4番 毛利 陽子

5番 安齊 敏雄（教育長）

### 4 議事参与者

教育部長 宮崎 勝

教育部長 谷口 義明

次長兼社会教育担当副参与 岡田 全弘

教育総務課長 岡本 行弘

学校教育課長 小峰 大吾

社会教育課長 栗生田 一裕

スポーツ推進課長 仲島 昭靖

中央公民館長 間々田 征典

教育総務課副課長 加賀谷 順子

学校教育課副課長 野口 潤也

スポーツ推進課副課長 宮崎 格

書記 山崎 憲次郎

書記 藤野 陽介

<傍聴人入場許可・1名入場>

### 5 会議の概要

#### 【日程第1 議事録の承認について】

<前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。>

（署名 12.21 教育長、松井委員、藤野書記）

#### 【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 日程第2 議事録署名委員は、毛利委員を指名いたします。

#### 【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。（1）教育長報告をいたします。私から報告を申し上げます。

最初に、11月15日の12月定例校長会につきましては、後ほどの協

議会で御報告いたします。16日の坂戸小学校への西部教育事務所学校指導訪問及び翌日の浅羽野小学校における算数科授業研究発表会で小学校の授業を見てまいりました。今更ながらですが、9足す4は、まず4を1と3に分けて、10のまとまりをつくって、イコール13を出す。このように私たちは、足し算をやってきたのかと新鮮な感動を覚えました。本当に小学校の基礎が大事で、それを丁寧に教えていく先生方に頭の下がる思いがいたしました。

19日には、いじめ問題対策連絡協議会が開かれましたが、こちらにつきましても、後ほどの協議会で担当から御報告いたします。

24日から今月15日まで、12月議会定例会が開催されました。こちらにも協議会で御報告いたします。

次に16日に、前回の教育委員会協議会で御案内を申し上げた坂戸市埋蔵文化財出土品展及び巡回偉人展を見てまいりました。縄目模様の縄文土器や赤茶けた弥生土器、銀色の須恵器などを間近に見ることができ、大変興奮しました。本日この後に開催される総合教育会議でこれらが出土した古墳の保存と活用について、市長を交えて話し合いができればと考えております。以上この間の報告でございます。

教育長 質問等がありましたら、お願いします。

(なし)

教育長 続いて、(2) 臨時代理に関する報告について、報告をお願いします。

教育総務課長 臨時代理の報告について、令和3年度坂戸市一般会計補正予算(第3号)の措置に係る意見について、別紙のとおり臨時に代理したので報告します。

臨時代理につきまして、ご説明いたします。次ページの臨時代理書をご覧ください。令和3年度坂戸市一般会計補正予算(第3号)の措置に係る意見に関しましては、令和3年11月8日の教育委員会会議で御承認いただいたところではありますが、補正内容のうち、人事院勧告による給与改定に関しまして、国における給与改定法案が本国会では提出されず、今年度の給与改定は行われなかったこととなりました。そのため、市では、人事院勧告等に基づく給与改定が含まれた当初の議案は12月定例会に提出しないことを決定いたしました。これにより、補正予算(第3号)について、期末勤勉手当にかかる人件費の減額分が修正され、再度、11月15日付けで教育委員会に補正予算の措置に係る意見を求められたところでございます。補正予算につきましては、教育委員会会議の議決事項でございますので、本来は、会議を開催し、議案を提案し、議決を経るべきところでございますが、教育委員会会議を招集する時間的な余裕がなく、緊急的に処理する必要があることから、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則

第4条第1項の規定に基づき、臨時に代理し、別紙のとおり、人件費の減額分を修正した補正予算について、教育委員会として適当と認める旨、11月16日付で市長へ回答したことをご報告させていただくものでございます。また、臨時代理につきましては、別添の「坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第4条及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条に基づくものでございます。後程、資料をご覧いただきたいと存じます。なお、11月の教育委員会会議で議決をいただきました、議案第20号市長、副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、同様の理由から12月定例会に議案として提出しないこととなりましたので、併せて、御報告させていただきます。

教育長 御質問等がありましたら、お願いします。

(なし)

教育長 他に、各部課長から報告事項がありましたらお願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上で報告事項を終わります。

#### 【日程第4 議 事】

議案第25号から議案第28号は、人事に関する案件であるため、坂戸市教育委員会会議規則第15条第1項の規定により、議案第25号から議案第28号は非公開としたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、議案第25号から議案第28号は非公開で審議されることに決定しました。

#### <傍聴人1名退場>

◎議案第25号 坂戸市立小・中学校学校歯科医の辞職について  
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第26号 坂戸市立小・中学校学校歯科医の委嘱について  
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第27号 坂戸市スポーツ推進審議会委員の辞職について  
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第28号 坂戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について  
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

#### <傍聴人1名入場>

教育長 議案第29号、「押印を求める手続の見直し等のための坂戸市立小・中学校職員服務規程等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第29号、押印を求める手続の見直し等のための坂戸市立小・中学校職員服務規程等の一部を改正する規則の制定について、押印を求める手続の見直し等のため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明いたします。第29号につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワーク等が広がる中、押印のために出社や外出、窓口の混乱等が社会問題化されたことを受け、全国的に押印の見直しが進められているところでございます。国においては、令和2年12月18日付で規制改革・行政改革担当大臣より、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」の通知が発出され、それに基づき市においても押印を求める手続の見直し等を行い、行政手続の簡素化に資するため、所要の改定を行うものでございます。具体的な改正内容についてご説明いたします。改正文の1ページ目「押印を求める手続の見直し等のための坂戸市立小・中学校職員服務規程等の一部を改正する規則の制定」をご覧ください。第1条関係につきましては、坂戸市立小・中学校職員服務規程の別表中の印を削る改正でございます。続いて、改正文の8ページ目をご覧ください。第2条関係につきましては、坂戸市入学準備金貸付条例施行規則の様式中の印を削る改正、第3条関係につきましては、坂戸市立小・中学校児童生徒の出席停止の命令の手続に関する規則の様式中の印を削る改正を行おうとするものでございます。説明は以上です。

松井委員 市役所の中の決裁については、押印廃止になっていませんか。

教育総務課長 今回の改正につきましては、市民の方や職員の申請等の様式について押印を廃止する改正となっております。

宮崎教育部長 市役所内の決裁文書につきましては、誰が確認したかを確認できるように従前どおりの形で押印をしております。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第29号、「押印を求める手続の見直し等のための坂戸市立小・中学校職員服務規程等の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第30号、「押印を求める手続の見直し等のための坂戸市立小・中学校県費負担教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱及び坂戸市立小・中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第30号、押印を求める手続の見直し等のための坂戸市立小・中学校県費負担教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱及び坂戸市立小・中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の一部を改正する告示について、押印を求める手続の見直し等のため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明いたします。1枚目の改正文をご覧ください。第1条関係につきましては、坂戸市立小・中学校県費負担教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の別記様式中の印を削る改正、第2条関係につきましては、坂戸市立小・中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の様式中の印を削る改正を行おうとするものでございます。説明は以上です。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終了します。

教育長 議案第30号、「押印を求める手続の見直し等のための坂戸市立小・中学校県費負担教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱及び坂戸市立小・中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の一部を改正する告示について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で議事を終わります。

#### 【日程第5 その他】

教育長 御意見などございましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和3年度第7回坂戸市教育委員会会議を閉会いたします。

<令和3年度第7回坂戸市教育委員会会議閉会>